

## カナダ 電子渡航認証システム(eTA)の申請・取得に関するご案内

2016年3月15日よりカナダに空路で入国する全ての旅客に対し、カナダ政府によりeTA（電子渡航認証システム）の申請及び取得が義務付けられました。カナダ査証免除適用条件を満たし、無査証で航空機により入国するお客様については、取得していない場合は入国が認められません。出発便ご搭乗の72時間前までに申請・取得いただくことをおすすめいたします。

**【eTAの申請方法】**申請前にお客様の渡航がカナダ査証免除の適用条件を満たしているかご自身でご確認いただきますようお願い致します。日本国籍の場合、最大6ヵ月までの観光目的の渡航は査証が免除されます。

申請は、インターネットに限られます。

eTA 申請ウェブサイト <http://www.cic.gc.ca/english/visit/eta-start.asp>

申請は有料です。お一人7カナダドル(大人・子供・幼児同額)。お支払いはクレジットカードに限りです。

利用可能クレジットカード(提携を含む)： (申請者とクレジットカード名義人は同一である必要はありません)

マスターカード、ビザカード、アメリカンエクスプレス、

申請には次の情報が必須です。(下記情報に誤り、変更があった場合は再申請が必要です。

再申請は新規の申請と同じ手続き、申請料金が必要になります。お間違えのないように登録してください)

- ①パスポート記載の姓名 ②生年月日 ③出生国④パスポート記載の本籍 ④性別 ⑤配偶者有無  
⑥過去のカナダ査証申請歴⑦入国時の所持金⑧パスポート番号⑨パスポート発行国⑩パスポート発行年月日  
⑪パスポート有効期限⑫職業⑬勤務・所属先名称⑭13の所属期間⑮Eメールアドレス⑯電話番号⑰住所  
⑱クレジットカード情報⑲入国に際しての質問事項(はい・いいえで回答)

上記を登録して、申請ボタンを押すと通常数十秒～数分で処理され、認証可否が登録したEメールアドレスに届きます。認証された場合、Status: Approvedとメールに記載されます。あわせてeTAナンバーも記載されていますのでメモなどお控えになることをお勧めします。このメールは入国審査の際に提示することは求められておりませんが、念のため内容のメモ・印刷等をおこない携行されることをお勧めします。

認証されなかった場合、査証(ビザ)の取得が必要です。

※eTAの「承認済み」はカナダ入国を保証するものではありません。

※eTAは申請日より最長で5年間(パスポートの有効期限がその期間に終了する場合はパスポート有効期限まで)有効です。

※eTAはカナダのご旅行が決定され次第、早めに申請・取得されることをお勧めします。申請にあたりご旅行の出発日や帰国日が決まっている必要はありません。

※上記記載内容以外のeTAに関する詳細は駐日カナダ大使館へお問い合わせください。

電話: (03)5412-6200

### 【eTAの旅行会社による代理申請】

eTA申請は代理申請も可能ですが、eTA実費に加え、お取扱店所定の手数料が別途必要です。

お客様から代理申請のお申し出がない場合、お客様ご自身で手続きされるものとみなします。

ご不明な点はお申込みの販売店へお尋ねください。